

「まちの先生」に登録申請される方へ

「まちの先生」制度は、小・中学校の総合学習をはじめ、地区コミュニティセンターやその他市有施設などから幅広く利用されています。

依頼や指導に関して、以下の事項を御確認のうえ、登録について御検討いただけますようお願いいたします。

(登録基準)

- (1) 知識や経験などの学習成果を活かし、市民の学習活動を支援したいと希望する者及び団体
- (2) 市長や関係機関・団体等から推薦を受けた者及び団体
- (3) 市内在住の者または市内を活動拠点としている団体。ただし、指導内容に応じて県内も可とする。
- (4) ただし、上記(1)から(3)までについて、政治、宗教を目的とする者及び団体、営利を目的とする団体は不可とする。

(その他)

- (1) 親しまれる身近な先生とするため顔写真を原則掲載します。
- (2) 費用面などの詳細は、依頼先との直接交渉になります。
- (3) 登録後、必ず指導依頼があるわけではございませんので、御理解ください。
- (4) 「まちの先生」としての活動報告をお願いすることがありますので、あらかじめ御了承ください。
- (5) 指導に伴い発生した事故について、市は責任を負いません。(市の主催事業を除く)
- (6) 登録申請書の内容(特に連絡先)に変更があった場合、速やかに報告が必要となります。

登録申請書類を提出いただきますと、登録審査を行い、市のホームページに人材情報を掲載します。「まちの先生」と検索いただきますと、現在の登録者情報を御覧いただけますので、御参照ください。

御不明な点がありましたら、お気軽にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

市民協働課生涯学習係：電話39-2388

(月曜～金曜の午前8時30分～午後5時15分まで※祝祭日除く)